

## 結婚五十年のご夫婦をお祝いします

敬老会において、結婚五十周年を迎えられるご夫婦に賞状の贈呈、記念写真の撮影などを行います。該当するご夫婦は、お申し込みください。

▼とき 九月十二日(金) 午前十時～(受付は午前九時三十分)▼ところ 社会教育センター ホール▼対象者 結婚した日か婚姻届を提出した日が昭和三十九年以前で、平成二十六年

九月一日現在で町内に在住しているご夫婦 ※金婚祝賀式に参加したことがあるご夫婦は除きます▼申込期間 八月一日(金)～八月十二日(火)▼申込方法 役場一階福祉課の窓口でお申し込みください▼問合せ 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

## 敬老会のアトラクションの出演者を募集します

敬老会のアトラクションに、ボランティアで出演していただける方を募集します。

▼とき 九月十二日(金) 午前十一時～正午▼ところ 社会教育センターホール▼内容 敬老会の趣旨に沿ったものであること▼出演者数 一組(応募者多数の場合は抽選)▼演出の制限

社会教育センターの舞台設備で対応できること・火気等危険物を扱う演出を行わないこと・事前のリハーサルに参

加でき、出演にかかる費用(交通費など)を負担できること▼募集期間 八月一日(金)～八月八日(金)▼応募方法 役場一階福祉課の窓口で配布するアトラクション出演申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください▼問合せ 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

## 見守り活動ステッカーを作成しました

高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、町と民間事業者との間で、見守り活動協定を締結しています。

協定締結事業者を広く町民の方々に知っていただくため、見守り活動ステッカーを作成しました。



日常業務の中で、見守り活動を実施している事業者の店舗の入口などには、ステッカーが掲示されています。

▼問合せ 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

## 児童扶養手当などの現況届をご提出ください

児童扶養手当、県遺児手当、子ども福祉手当を受給されている方は、年一回の現況届の提出が必要です。この届出がない場合は、引き続き手当を受けられなくなります。

七月下旬に受給者の方へ必要書類を郵送しましたので、役場一階三番窓口福祉課へ提出してください。

現在、手当を受給中の方で、事実婚をしている場合は、手当の喪失手続きが必要です。

▼とき 八月一日(金)～八月二十九日(金)(土・日曜日は除く)▼問合せ 福祉課福祉・少子係 ☎28・0912

## 障害者手当などの所得状況届出をご提出ください

県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、年一回の所得状況届または現況届の提出が必要です。この届出がない場合は、引き続き手当を受けられなくなります。

必要書類は八月上旬に送付します。必要事項を記入・捺印の上、役場一階三番窓口福祉課へ提出してください。

また、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護保険適用の介護療養型医療施設・障害者支援施設などの施

設に入所している方や病院に三か月以上入院されている方は、県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられませんので喪失の手続きをしてください。

▼とき 八月十一日(月)～九月十日(水)▼問合せ 福祉課福祉・少子係 ☎28・0912

手当の種類	国・県の別	対象となる方
在宅重度障害者手当	県	身体障害者1級または2級の手帳所持の方。知的障害者でIQ35以下の方。身体障害者3級および知的障害者でIQ50以下の方。
特別障害者手当	国	20歳以上の方で身体障害者2級以上の障がい重複して有する方、または身体障害者2級以上の障がいを有し、知的障害者でIQ20以下の方。
障害児福祉手当	国	20歳未満の方で身体障害者1級の障がいを有する方、または知的障害者でIQ20以下の方。
特別児童扶養手当	国	身体障害者1級から3級または知的障害者でIQ50以下の障がい、病状のある20歳未満の方を育てている保護者